

令和8年度 監査計画書

留萌市監査委員

留萌消防組合監査委員
留萌南部衛生組合監査委員

監 査 等 実 施 方 針

監査等の実施にあたっては、事務事業の執行が予算、議決、法令等に基づいて行われているかに留意し、効率的かつ効果的に実施するとともに、監査結果等に関する報告及び審査意見は、わかりやすい表記を心がけ、庁内外に対し速やかに情報発信を行う。

年 間 監 査 計 画

1 実施予定の監査等の種類及び対象

年間の監査等の種類及び対象を次のとおり予定し、これに基づき実施する。ただし、行政監査の執行等、必要のあるときは計画を変更し実施する。

(1) 財務監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項）

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、次のとおり実施する。

① 定期監査（法第199条第4項）

会計年度中、1回以上期日を定めて実施する。

② 随時監査（法第199条第5項）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(2) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

公の施設の指定管理について、指定の手續、出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(3) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

毎月の出納事務が適法かつ正確に行われているか。また、現金、預金、一時借入金、有価証券等が適正に管理、運営されているかについて実施する。

(4) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和7年度決算について、証拠書類の適否を審査し、財政状況や経営状況について分析し実施する。

なお、審査にあたって特に必要と認めた場合、関係部課長の説明を求めることとする。

(5) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

- (6) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項）

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証し、健全化判断比率が適正であるかどうかを主眼として実施する。

- (7) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

公営企業における資金不足比率の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証し、資金不足比率が適正であるかどうかを主眼として実施する。

2 実施期間及び報告期日

- (1) 財務監査

① 定期監査

実施期間 9月8日～12月16日

- ・ 実施通知、資料要求 9月8日（提出期限 9月19日）
- ・ 書類審査 9月8日～12月16日
- ・ 講評 12月17日～12月18日
- ・ 議会、市長等への報告及び公表 12月21日

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合がある。

② 随時監査

必要があると認めるとき。

- (2) 財政援助団体監査

○ 実施期間 11月13日～2月26日

- ・ 実施通知、資料要求 11月13日（提出期限 11月30日）
- ・ 書類審査 11月13日～2月24日
- ・ 講評 2月25日～26日
- ・ 議会、市長等への報告及び公表 3月1日

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合がある。

- (3) 例月現金出納検査

○ 毎月、概ね次のとおり例日を定めて実施し、検査後速やかに報告する。

- ・ 一般会計、特別会計及び基金 例日 29日
- ・ 下水道事業会計及び水道事業会計 例日 28日
- ・ 病院事業会計 例日 30日

(4) 決算審査

① 一般、特別会計

実施期間 7月1日～8月19日

- ・ 資料要求 7月1日（提出期限 7月9日）
- ・ 書類審査 7月1日～8月19日
- ・ 市長への提出 8月20日
- ・ 市長から市議会第3回定例会において認定に付す（9月上旬）。

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合がある。

② 公営企業会計

実施期間 6月1日～7月9日

- ・ 資料要求 6月1日（提出期限 6月9日）
- ・ 書類審査 6月1日～7月9日
- ・ 説明聴取 下水道事業会計・水道事業会計 6月26日
病院事業会計 6月30日
- ・ 市長への提出 7月10日
- ・ 市長から市議会第3回定例会において認定に付す（9月上旬）。

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合がある。

(5) 基金の運用状況審査

- 一般、特別会計の決算審査に併せて行う。

(6) 健全化判断比率の審査

- 一般、特別会計の決算審査に併せて行う。

(7) 資金不足比率の審査

- 一般、特別会計の決算審査に併せて行う。

(8) 留萌消防組合及び留萌南部衛生組合に関するもの

① 定期監査

実施期間 4月8日～6月17日

講評 6月16日、17日

報告書提出 6月18日

② 例月現金出納検査

実施期間 概ね毎月10日～20日

報告書提出 検査終了後、速やかに報告する。

③ 決算審査

ア 留萌消防組合

実施期間 9月1日～9月29日

意見書提出 9月30日

イ 留萌南部衛生組合

実施期間 6月19日～7月22日

意見書提出 7月23日

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合があります。

3 監査等の実施体制

監査委員及び事務局職員により、関係部局から徴取した調書、関係帳簿等について書面検査を行い、必要に応じ説明聴取及び実地検査を行う。

4 その他の予定（開催地：参加者）

(1) 北海道都市監査委員会関係

- ① R 8. 7. 中旬 道北地区都市監査事務局職員研修会
(士別市：事務局)
- ② R 8. 7. 中旬 北海道都市監査委員会定期総会・委員研修会
(網走市：代監・議選・事務局)
- ③ R 8. 10. 中旬 道北地区都市監査事務局長会議
(士別市：事務局)
- ④ R 8. 10. 中旬 北海道都市監査委員会実務研修会
(伊達市：代監・議選・事務局)
- ⑤ R 8. 11. 中旬 道北地区都市監査委員協議会
(旭川市：代監・議選・事務局)
- ⑥ R 8. 11. 下旬 北海道都市監査委員会事務局長会議
(札幌市：事務局)

(2) 一部事務組合関係

- ① R 8. 5 留萌管内町村等監査委員協議会定期総会
(書面開催)
- ② R 8. 11. 19～20 北海道町村等監査委員協議会監査委員・補助職員研修会
(札幌市：代監・議選・事務局)
- ③ R 9. 2. 1～2 北海道町村等監査委員協議会定例大会・研修会
(札幌市：代監・議選・事務局)

留 萌 市 監 査 実 施 計 画

1 財務監査（定期監査）

(1) 基本方針

地方自治法（以下「法という。」）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを監査する。

監査項目は、令和7年度に執り行われた滞納繰越金の収納管理事務とし、合規性、効率性などの視点から総合的な評価を行う。

(2) 対象及び期間

一般会計・特別会計・公営企業会計

9月8日～12月18日

(3) 着眼点

- ① 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ、記録しているか。
- ② 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。
- ③ 督促、催告及び時効の完成猶予又は更新の手続は適時かつ適正に行われているか。
- ④ 滞納整理について努力が払われているか。
 - ア 時機を失せず、督促、滞納者の調査、強制執行等債権の確保のための措置がとられているか。また、その手続は適正か。
 - イ 必要に応じ徴収停止、履行期限の延長、分割納付等の債務の緩和措置がとられているか。また、その手続は適正か。
 - ウ 滞納処分による差押え及びその換価事務は適正に行われているか。
- ⑤ 延滞金は適正に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続は適正か。
- ⑥ 不納欠損処分は適時かつ厳正に行われているか。
 - ア 時効の起算点に誤りはないか。
 - イ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。
 - ウ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか。

また、時効期間が経過しているものの時効の援用がないために債権が消滅していない私債権について、議会の議決を経ることなく不納欠損処分をしている例はないか。

エ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

オ 私債権について、時効の援用がないことを理由に、収納の見込みのないまま放置状態となっていないか。

⑦ 令和3年度に実施した定期監査の結果に基づき、又は結果を参考に講じた措置として通知のあった事項について、適切に実行されているか。

(4) 実施方法

監査の対象となる部局に対し、関係書類、諸帳簿等を求め、これを監査し、必要に応じて関係職員から説明聴取及び実地検査を行う。

2 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

(1) 基本方針

公の施設の指定管理に関して、指定の手續等が適正に行われているか、指定管理に係る事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に、法第199条第7項の規定に基づいて実施する。

また、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管課の指導監督が適切に行われているかどうかについても監査を行う。

(2) 対象及び期間

抽出により実施する。

11月13日～2月26日

(3) 着眼点

① 所管部局関係

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は、適正になされているか。

- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。
- サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。又は指定管理者の費用で実施させていないか。
- シ 条例に基づき使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

② 指定管理者関係

- ア 施設は、関係法令の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- キ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ク 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

(4) 実施方法

調書、関係帳簿等の提出を求め、当該関係部局ごとに書類審査を行い、必要に応じて実地検査を行う。

3 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）、市長の要求に基づく財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）、公金の収納又は支払い事務に関する監査（法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項）及びその他の監査

指定金融機関等の監査及び特別監査（監査請求、賠償責任監査、市長の要求監査、議会の請求監査等）については、必要な場合又は請求若しくは要求があった場合に実施する。

4 一部事務組合（留萌消防組合及び留萌南部衛生組合）定期監査

(1) 基本方針

一部事務組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に監査する。

(2) 対象及び期間

4月8日～6月17日

(3) 監査項目

令和7年度に執り行われた歳入事務とし、業務の財務事務全般を把握し、合規性、効率性などの視点から総合的な評価を行う。

5 監査等の担当者及び事務分担

監査等の担当者は、事務局長及び監査係職員とし、事務分担は、事務局長の指示によるものとする。